

沼津市域 台風・津波等船舶安全対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「沼津市域 台風・津波等船舶安全対策協議会（以下「協議会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 本会は、沼津市域に存する地方港湾沼津港、第二種漁港静浦漁港、第二種漁港戸田漁港、第二種漁港内浦漁港、第一種漁港西浦漁港及び第一種港井田漁港（以下「沼津市域港湾」という。）における台風や津波等による海難事故を防止し、船舶等の安全確保を図るため、必要な情報伝達体制を整えることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、沼津市域港湾を利用する関係団体及び企業をもって構成し、別表1－①「沼津市域 台風・津波等船舶安全対策協議会会員名簿」のとおりとする。

(情報伝達)

第4条 協議会は、沼津市域港湾における施設の維持及び船舶の海難事故防止を図るため、清水海上保安部長から注意喚起又は勧告が発せられた場合は、別表1－②「沼津市域 台風・津波等船舶安全対策協議会連絡系統」により会員に連絡する。

(台風対策)

第5条 会員は、台風等に関し前条の連絡を受けた場合は、別表2－①「台風等に対する措置」に基づき措置を実施する。

(津波対策)

第6条 会員は、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、清水海上保安部長から第4条に規定する勧告（港則法の規定による沼津港、静浦漁港及び戸田漁港の区域以外の水域については、注意喚起と読み替える。以下同じ。）が発せられたものとし、別表2－②「津波に対する措置」に基づき措置を実施する。

(南海トラフ地震対策)

第7条 会員は、南海トラフ地震に関する情報が発令された場合は、次のとおり措置するものとする。(津波注意報又は津波警報又は大津波警報のいずれかが発表中を除く)

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、清水海上保安部長から第4条に規定する注意喚起が発せられたものとし、別表2-③「南海トラフ地震に対する措置」の区分「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」の実施事項に定める措置を実施する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、清水海上保安部長から第4条に規定する注意喚起が発せられたものとし、別表2-③「南海トラフ地震に対する措置」の区分「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」の実施事項に定める措置を実施する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、清水海上保安部長から第4条に規定する勧告が発せられたものとし、別表2-③「南海トラフ地震に対する措置」の区分「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」の実施事項に定める措置を実施する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、沼津埠頭株式会社内、公益社団法人日本水難救済会静岡地区水難救済会沼津救難所におく。

2 協議会には顧問をおき、静岡県沼津土木事務所及び沼津市産業振興部が協議会運営の助言を行う。

附則

本会則は、平成24年4月1日から施行する。

本会則は、平成26年9月1日から改正する。

本会則は、令和6年11月1日から改正する。

台風（異常に発達した低気圧を含む）に対する措置

区 分	実 施 事 項
第 1 警戒体制 (準備体制)	1 在泊船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 危険物等の荷役を中止すること。 3 工事作業用資機材等の流出防止措置を講ずること。 4 V H F 装備船は、国際VHF16chを聴取すること。 5 A I S（自動船舶識別装置）搭載船は、常時A I S を作動させ、適正な入力を行うこと。
第 2 警戒体制 (避難体制)	1 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 港内船舶は、港内の安全な場所に避難するとともに、係留強化、陸揚固縛等の措置を講ずること。 3 工事作業用資機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 4 すべての荷役を中止すること。 5 大型船舶は入港しないこと。

清水海上保安部による警戒体制の発令時期

第 1 警戒体制の発令時期 : 台風の強風域外円が沼津市に到達する 5 時間前を目安とする。
(その時刻が深夜となる時は、発令時期が早まる場合もある。)

第 2 警戒体制の発令時期 : 台風の強風域外円が沼津市に到達する 2 時間前を目安とする。
(その時刻が深夜となる時は、発令時期が早まる場合もある。)

津波に対する措置

予報の種類 及び 警戒体制の種類		警報から 津波来襲 までの時 間的余裕	船舶の対応					
			港内着岸船			錨泊船	航行船	
			大型船、中型船（漁船を含む）		小型船		大型船、中型船 （漁船を含む）	小型船 （プレジャーボート、 小型漁船等）
			危険物積載船	一般船舶 （荷役・作業船含む）	プレジャーボート、 小型漁船等			
津波注意報 （第1警戒体制）			情報注意 荷役・作業中止 係留強化	情報注意 荷役・作業中止 係留強化	情報注意 係留強化	情報注意 機関使用	原則港外退避	港外退避 又は係留強化
津波 又は 大津波警報 （第2警戒 体制）	津波 警報	無し	荷役・作業中止 原則港外退避	荷役・作業中止 陸上避難 又は係留強化	陸上避難	機関使用	港外退避	港外退避 又は陸上避難
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 原則港外退避	係留強化 又は港外退避	港外退避		港外退避 又は係留強化
	大津波 警報	無し	荷役・作業中止 原則港外退避	荷役・作業中止 陸上避難	陸上避難	機関使用	港外退避	港外退避 又は陸上避難
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	港外退避 又は係留強化	港外退避		原則港外退避

[用語の定義等]

津波来襲までの時間的余裕

有 り : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、係留強化等の安全な状態に置くまで）がある場合

無 し : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、係留強化等の安全な状態に置くまで）が無い場合

※避難に要する十分な時間は、船の大きさ、船型等により異なるため、普段から自船の十分な時間を把握しておくこと。

陸 上 避 難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

港 外 退 避 : 港外の水深100m以深で、十分広い海域、沖合いに避難する。

情 報 注 意 : 特に退避措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策をとる。

係 留 強 化 : 津波等による係留索の切断等に備え、係留索の増し取り等の対策を講ずる。

機 関 使 用 : 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

危 険 物 積 載 船 : バラ積み危険物積載船並びに火薬類及び放射性物質を積載している船舶とする。

【注意事項】

- 1 VHF装備船は、国際VHF16chを聴取すること。
- 2 AIS（自動船舶識別装置）搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。

南海トラフ地震に対する措置

区 分	実 施 事 項
南海トラフ地震 臨時情報(調査中) (注意喚起) (情報収集体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船舶は、情報収集連絡体制を強化することとし、南海トラフ地震に係る情報の入手に努めること。 2 V H F 装備船は、国際 VHF16ch を聴取すること。 3 A I S (自動船舶識別装置) 搭載船は、常時 A I S を作動させ、適正な入力を行うこと。
南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震注意) (注意喚起) (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の荷役等は、速やかに避難出来るよう荷役計画等を確認すること。 2 在泊船舶は、連絡系統、避難海域の確認等を行い、速やかに避難出来るよう備えること。 3 港外退避運航の際は、船舶間の競合に留意すること。 4 工事作業用資器材等の流出防止措置を確認すること。 5 避難体制等を確認のうえ、入港すること。

<p>南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震警戒) (避難体制)</p>	<ol style="list-style-type: none">1 原則すべての荷役等は中止すること。2 在泊船舶は、原則港外避難等の避難行動をとること。 港内の安全な場所に避難する場合は、係留強化等の措置を講ずること。3 港外退避運航において、船舶間で競合が生じた場合は、港口に近い船舶から退避すること。4 工事作業用資器材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。5 小型船舶以外の船舶は原則入港しないこと。
--	---